

石川県立九谷焼技術者自立支援工房個室工房の使用者募集案内

- 1 募 集 個室工房（第1工房）の使用者
- 2 使用期間 3年以内（使用開始は令和7年4月1日から）
- 3 使用料金

区 分	1 年 目	2 年 目	3 年 目
月 額	13,090 円	26,190 円	39,280 円

（注）光熱水費は
使用者負担

- 4 使用者の申込資格
九谷焼の制作に5年以上（令和7年3月末見込み）従事している者。
または、5年未満でも、九谷焼の制作に関する専門的知識及び技能が同等以上であると知事が認める者。
- 5 申込受付期間
令和7年2月10日（金）～令和7年2月21日（金）
- 6 使用者の申込必要書類
（1）石川県立九谷焼技術者自立支援工房個室工房使用承認申請書（別記様式1号）
（2）履歴書
（3）小論文「起業家としての心構え」（1200字以内）
※書類は石川県立九谷焼技術研修所あて郵送、メールまたは持参してください。
なお、提出された書類は返却いたしません。
《メールで送信する場合》
申請書、履歴書及び小論文をPDFファイルにて送信し、研修所にメールにて送信する旨を連絡してください。
送信先 E-mail kutanike@pref.ishikawa.lg.jp
- 7 使用条件
（1）申込者本人に1室を使用していただきます。ただし、申込者が1室を第三者と共同で使用したい場合は、共同使用者は1名を限度とします。
（2）「石川県立九谷焼技術者自立支援工房個室工房の使用留意事項」を厳守していただきます。
- 8 共同使用者
（1）申込資格
使用者の申込資格と同じです。
（2）申込必要書類
使用者の申込必要書類のうち（1）石川県立九谷焼技術者自立支援工房個室工房使用承認申請書（別記様式1号）を除くすべての書類が必要です。
- 9 選考について
申込の多少にかかわらず申込者及び共同使用者の選考審査を行います。
選考審査は、小論文、九谷焼製品、面接により行います。
（1）日 時
令和7年3月3日（月）午前10時から12時まで
（2）場 所
石川県立九谷焼技術研修所
（3）持参するもの
申込者及び共同使用者が最近3ヶ年以内に作った九谷焼製品（制作に一部携わった製品も可）2点
- 10 選考結果通知
選考結果については、令和7年3月下旬までに通知します。
問い合わせ先 石川県立九谷焼技術研修所
〒923-1111 石川県能美市泉台町南2番地
電話 (0761) 57-3340